

## 家内労働者のみなさま及び家内労働を委託されている方へ

栃木県電気機械器具製造業最低工賃が令和3年4月20日(火)に改正されました。

### 【適用する家内労働者および委託者の範囲】

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者およびこれらの業務の委託する委託者

### 【最低工賃額】

次の表の品目欄、工程欄および規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

| 品目    | 工程 | 規格           | 金額        |
|-------|----|--------------|-----------|
| コネクター | 差し | リード線について行うもの | 1ピンにつき46銭 |

※差しとは、電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。

栃木県電気機械器具製造業最低工賃について、詳しくお聞きになりたい方は、栃木労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

問 栃木労働局労働基準部賃金室

☎028(634)9109

## 令和3年度一般公募普通救命講習会(第1回)

☎ 7月17日(土) 9時30分～12時30分

(受付時間 9時～)

所 間々田市民交流センター(しらさぎ館多目的1)

小山市大字間々田1960番地1

定 先着15人

料 無料

申 6月15日(火)～30日(水) 問合せ先へ

### 【その他】

1. 活動しやすい服装でお願いします。

2. テキストを配布します。

※なお、感染症拡大などの状況により、中止になることがあります。

問 小山市消防署救急係 ☎0285(39)6666

小山市消防署野木分署 ☎0280(57)1119

## 薬物依存症家族のつどい

薬物依存症ってなんだろう？家族はどう関わったら良いのかわからない…

同じような問題を抱えている他のご家族と一緒に話してみませんか？

初めて参加を希望される方は職員による事前面談があります。

まず、お電話でご連絡ください。

☎ 7月1日(木) 13時30分～15時

所 栃木県庁小山庁舎本館(小山市犬塚3-1-1)

申 問合せ先へ(祝休日を除く平日9時～17時)

問 県南健康福祉センター生活衛生課 生活薬事

☎0285(22)6119

## 軽油取引税に係る免税措置を延長します

今般の国会において、地方税法改正法案が可決し、軽油引取税に係る免税措置は、3年間(令和6(2024)年3月31日(日)まで)延長になりました。

免税証等の取扱いは以下のとおりとなります。

### 【免税証】

一括交付でお渡しした免税証は、令和3年3月31日(水)まで有効期限になっていますが、令和3年12月31日(金)まで使用できます。変更の手続は、必要ありません。

### 【免税軽油使用者証】

一括交付でお渡しした使用者証は、令和3年3月31日(水)までの有効期限になっていますが、交付の日から3年間有効であると読み替えますので大切に保管してください。

### 【免税軽油の引取り等に係る報告書の提出】

従来どおり、次回の免税証交付時に報告(提出)が必要です。報告書に必要事項を記載し、納品書(領収書、請求書)等(コピー可)を添付して提出してください。

### 【未使用の免税証の返納】

従来どおり、使用していない免税証は、次回の免税証交付時に返納してください。

### 【次回の一括交付の日程等】

次回の一括交付の日程、場所等は、令和3年11月以降、栃木県税事務所ホームページや各市町・J A等の広報誌等でお知らせします。

問 栃木県税事務所 軽油引取税調査担当

〒328-8504 栃木市神田町6-6

☎0282(23)6882